

ささえあいセンター(集会所・談話室)の利用にあたって

石巻市 生活再建支援課

1 予約は、それぞれの担当地区ごとに受付します。

区分	担当課	電話番号
本庁地区	福祉部 生活再建支援課	95-1111(内線4766)
河北地区	河北総合支所 保健福祉課	62-2116
雄勝地区	雄勝総合支所 保健福祉課	57-3611
河南地区	河南総合支所 保健福祉課	72-2113
桃生地区	桃生総合支所 保健福祉課	76-2111(代表)
北上地区	北上総合支所 保健福祉課	67-2113
牡鹿地区	牡鹿総合支所 保健福祉課	45-2113

(1)予約にあたっては、地元(管理人)との調整を図る必要がありますので、原則として**10日前までに**、予約を受け付けることとします。

(2)予約の優先順位は、地元の利用、市行事での利用、各種団体による利用の順とします。

(3)入居者相互の交流を促進する事業について、センターの利用を認めることとします。(交流目的でない単なる「炊き出し」、及び営利事業はお断りさせていただきます。)

(4)申請目的以外の利用、マナー違反が認められた団体には、予約をお断りする場合があります。特に、後片付けができない団体;注意!

2 申請書の提出をお願いします。

(1)各種団体において利用する場合には、前記担当課あて申請書を提出ください。

(2)地元利用(団地内入居者による利用)の場合は、申請は不要です。(日程重複を避けるため、それぞれの担当課あて連絡をお願いします。)

(3)初めて利用される団体の場合には、企画書又は提案書の添付をお願いします。なお、初めての団体の場合は、2日間以内の利用とします。

3 本庁地区における鍵の貸出し(返却)は、拠点センターとします。

(1)蛇田さえあい拠点センター;蛇田字新金沼401番地(恵み野団地内)

(2)大橋さえあい拠点センター;大橋1丁目1-2(大橋団地内 西側集会場)

(3)万石さえあい拠点センター;流留字沖21-143、599開発公園内

(4)開成さえあい拠点センター;開成1-5、開成公園内

(5)大森さえあい拠点センター;大森字内田1-122(大森第3団地内)

(6)カギの返却とともに、利用報告書の提出をお願いします。

○ 拠点センターは、毎日(年末年始を除く。)午前9時から午後5時まで開館(職員が常駐)しています。

応急仮設住宅談話室・集会所利用申請書

平成 年 月 日

住所

申請者 団体名

氏名

電話

下記のとおり申請いたします。

利用目的	
利用日時	平成 年 月 日 (曜日) ~ 月 日 (曜日) 時~ 時
利用場所	
添付書類	有・無

※下記の欄は記入しないでください。

鍵渡し予定日	
取扱者	
備考	